原材料サプライヤー質問票

コベストロでは、当社の事業が法的要求事項を遵守し、かつお客様のニーズを満たしていることを確実にするために、以下の情報の提供をサプライヤー各社にお願いしています。要求事項を満たす場合には、貴社様式を添付してご回答頂いても構いません。その場合、質問票該当欄にその旨ご記入下さい。

以下の用紙に回答をご記入の上、日本語及び英語の最新の安全データシート(SDS)、ならびに必要な書類を添付し、弊社調達部門担当者までご返送ください。

尚、以下の質問は溶媒、添加剤、副生物、不純物にも適用致します。

1. 一般情報

製品名	
貴社名	
住所	
製造国 / 地域(複数可)	
組成 CAS 番号 、化審法番号とその含有率 (%) 溶媒、添加物、副生物、不純物を含む	

2. サプライヤーによる宣言

当社は本質問票の回答内容が正確かつ不備のないことを保証します。また、製品に対して質問票の記載内容に影響する如何なる変更が行われた場合でも、その情報を提供することに同意します。.

担当者: _____ 部署/役職: _____

Email: _____ 電話番号: _____

日付：_____ 署名：_____

ご不明な点については、以下にお問い合わせください。

アジア太平洋:
ProductSafetyAPAC@covestro.com
Covestro (Shanghai) Investment Company Limited
Product Safety & Regulatory Affairs
25/F, Building 5, Crystal Plaza
No.36 Pingjiaqiao Road, Pudong,
Shanghai, 200126, P.R. China, P.R. China

欧州:
ProductSafetyEMLA@covestro.com
Covestro Deutschland AG
Product Safety & Regulatory Affairs
B 211
Kaiser-Wilhelm Allee 60
51365 Leverkusen, Germany

3. 各国インベントリー登録

全ての成分は以下の化学物質リストに記載されているか、またはリストから除外されていますか？			はい	いいえ	“いいえ”の場合は、成分と理由を記述してください。
3.1	**オーストラリア**	AIIC - Australian Inventory of Industrial Chemicals (オーストラリア既存化学物質リスト)	☐	☐	
3.2	**カナダ**	DSL - Canada Domestic Substances List (カナダ国内物質リスト)	☐	☐	
		NDSL - Canada Non-Domestic Substances List (カナダ非国内物質リスト)	☐	☐	
3.3	**中国**	IECSC - Inventory of Existing Chemical Substances in China (中国現有化学物質名録)	☐	☐	
3.4	**EU**	REACH - Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals: Exempted from registration? (登録は免除されていますか？)	☐	☐	“はい”の場合は、理由を記述してください。
		Are all substances of the product registered under REACH? (製品に含まれる全ての物質は REACH に登録されていますか？)	☐	☐	REACH 登録番号: 登録年: 登録数量バンド: : REACH 遵守に関する表明を添付してください。
		If your product contains polymers, are all monomers and additives of the polymers registered under REACH? (製品にポリマーが含まれている場合、そのポリマーのモノマーや添加剤は REACH に登録されていますか？)	☐	☐	REACH 登録番号: 登録年: 登録数量バンド: : REACH 遵守に関する表明を添付してください。
		Strictly Controlled Conditions (SCC): Did you register according to REACH Article 18 (4)? (REACH 第 18 条(4)項に基づいて登録されていますか？)	☐	☐	
		If you are not located in the EEA, did you appoint or are you going to appoint an Only Representative (OR) in order to take measures to achieve REACH import ability into EU? (法人が EEA (欧州経済地域) 域外に所在する場合、EU 域内への輸入のために OR(唯一の代理人)を任命しているか、もしくはその予定はありますか？)	☐	☐	“はい”の場合、付属書 I として OR (唯一の代理人) の連絡情報を記載し、OR (唯一の代理人) の記述書を提供してください。“いいえ”の場合、上で示した化学組成の詳細を添付してください。
3.5	**日本**	ENCS/ISHL - Japanese Inventory (化審法／労働安全衛生法 – 既存、新規告	☐	☐	

全ての成分は以下の化学物質リストに記載されているか、またはリストから除外されていますか？			はい	いいえ	“いいえ”の場合は、成分と理由を記述してください。
		示化学物質リスト)			
3.6	ニュージーランド	NZIoC - New Zealand Inventory of Chemicals (ニュージーランド既存化学物質リスト)	☐	☐	
3.7	フィリピン	PICCS - Philippine Inventory of Chemicals and Chemical Substances (フィリピン既存化学物質リスト)	☐	☐	
3.8	韓国	NCIS - National Chemicals Information System （化学物質情報システム）			
		Are substances out of scope or exempted from K-REACH? （K-REACH（韓国の化学物質登録及び評価等に関する法律）の対象外または適用除外ですか？）	☐	☐	“はい”の場合は、理由を記述してください。
		Are new substances in the product notified or registered? （製品に含まれる新規化学物質は報告または登録されていますか？）	☐	☐	“いいえ”の場合は、理由を記述してください。 “はい”の場合、登録番号を入力してください。 韓国以外の会社の場合は、OR（唯一の代理人）の連絡先情報を付属書 II に記載してください。
		Are existing substances in the product pre-registered or registered? （製品に含まれる既存化学物質は予備登録または登録されていますか？）	☐	☐	“いいえ”の場合は、理由を記述してください。 “はい”の場合、登録番号を入力してください。 韓国以外の会社の場合は、OR（唯一の代理人）の連絡先情報を付属書 II に記載してください。
		Are substances in the product Priority Existing Chemicals (PECs), prohibited, restricted, subject to authorization, toxic or accident precaution chemicals? （製品に含まれる物質は、優先登録既存化学物質（PEC）、禁止、制限、認可の対象、有毒または事故対備化学物質ですか？）	☐	☐	“はい”の場合は、確認書（LoC）を添付してください。
		Are KR PECs (if any) in the product registered? （製品に韓国 PEC が含まれている場合、登録済みですか？）	☐	☐	“いいえ”の場合は、理由を記述してください。 “はい”の場合、登録番号を入力してください。
3.9	スイス	ChemO - Swiss Chemicals Ordinance Are all components of product (except impurities and adjuvants) either listed on	☐	☐	

全ての成分は以下の化学物質リストに記載されているか、またはリストから除外されていますか？			はい	いいえ	“いいえ”の場合は、成分と理由を記述してください。
		the EINECS Inventory, or on the No-Longer-Polymer (NLP)-List, or are polymers, whose monomers are all listed on the EINECS Inventory? (スイス化学物質条例：不純物や助剤を除く全ての成分は、欧州既存商業化学物質リスト、またはNLPリストにリストアップされていますか？ もしくはポリマーであってそのすべてのモノマーが欧州既存商業化学物質リストに全てリストアップされていますか？)			
3.10	**台湾**	TCSI - Taiwan Chemical Substance Inventory (台湾既存化学物質リスト)	☐	☐	
		Are existing substances in the product Phase I registered? （製品に含まれる既存化学物質はPhase Iに登録されていますか？）	☐	☐	“いいえ”の場合は、理由を記述してください。 “はい”の場合、登録番号を入力してください。
		Are TW PECs (if any) in the product registered? （製品に台湾PECが含まれている場合、登録済みですか？）	☐	☐	“はい”の場合、登録番号を入力してください。
3.11	**アメリカ**	TSCA - US Inventory of Chemicals status for intentionally added components of the product. Provide reason if exempt. （製品に意図的に添加された成分の米国有害物質規制法上のステータスを選択してください）。 適用除外の場合は理由を説明してください）			☐ Exempt（適用除外） ☐ Active（アクティブ） ☐ Inactive（休眠状態） ☐ Not listed（未収載） ☐ Naturally occurring （天然物）

4. 規則及び条約の遵守に関する情報

適用される閾値を超える規制対象物質の含有の有無			はい	いいえ	“はい”の場合、該当物質とその含有量を% (w/w) またはmg/kg単位で列記してください。
4.1	**ストックホルム条約**	Persistent Organic Pollutants (POPs) according to Stockholm Convention and EU 2019/1021 (ストックホルム条約及びEU 2019/1021に基づく残留性有機汚染物質)	☐	☐	
4.2	**ロッテルダム条約**	Substances subject to Prior Informed Consent Procedure (PIC) according to Rotterdam Convention and EU 649/2012 (ロッテルダム条約及びEU 649/2012に基づく事前のかつ情報に基づく同意の手	☐	☐	

適用される閾値を超える規制対象物質の含有の有無			はい	いいえ	“はい”の場合、該当物質とその含有量を% (w/w) または mg/kg 単位で列記してください。
		続対象の物質)			
4.3	**モントリオール議定書**	Ozone Depleting Substances according to Montreal Protocol and EC 1005/2009 (モントリオール議定書及び EC 1005/2009 に基づくオゾン層破壊物質)	☐	☐	
4.4	**フッ素系温室効果ガス**	Fluorinated Greenhouse Gases according to EU 517/2014 (EU 規則 No 517/2014 に基づくフッ素系温室効果ガス)	☐	☐	
4.5	**REACH 高懸念物質 候補 (SVHC)リスト**	Substances on SVHC Candidate List according to Article 59(10) of EC 1907/2006 (EC 規則 No 1907/2006 (REACH) 第 59 条に基づく高懸念物質リストにある物質)	☐	☐	
4.6	**REACH 認可対象物質リスト**	Substances on Authorisation List in Annex XIV of EC 1907/2006 （EC 1907/2006 の付属書 XIV の認可対象物質リストにある物質）	☐	☐	
4.7	**REACH 制限対象物質リスト**	Substances on Restriction List in Annex XVII of EC 1907/2006 （EC 1907/2006 の付属書 XVII の制限対象物質リストにある物質）	☐	☐	
4.8	**殺生物剤**	Biocidal Products according to Article 3 of EU 528/2012 (EU 規則 第 3 条 No 528/2012 に基づく殺生物剤)	☐	☐	
4.9	**前駆物質**	Drug Precursors according to the Annex of EC 111/2005 （EC 111/2005 の付属書に基づく前駆物質）	☐	☐	
4.10	**コンフリクトミネラル**	Conflict Minerals according to Section 1502 of Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act and EU 2017/821 (ドッド＝フランク・ウォール街改革・消費者保護法 第 1502 条及び EU 2017/821 に基づくコンフリクトミネラル)	☐	☐	If Yes, please provide your Conflict Mineral Free Statement “はい”の場合、「コンフリクトミネラルフリー宣言書」を提出してください。

5. 特定の分野の規制に関する情報（すべて記入してください）

適用される閾値を超える規制対象物質の含有の有無			はい	いいえ	“はい”の場合、該当物質とその含有量を % (w/w) または mg/kg 単位で列記してください。
5.1	**ELV**	Substances listed in End-of-Life Vehicles (ELV) Directive 2000/53/EC （EU 廃車指令（ELV 指令）2000/53/EC に記載された物質）	☐	☐	
5.2	**GADSL**	Substances included in the Global Automotive Declarable Substance List GADSL （自動車業界の環境負荷物質リスト (GADSL) に記載された物質)	☐	☐	
5.3	**RoHS**	Substances listed in Restriction of certain Hazardous Substances 2011/65/EU and EU 2015/863 （特定有害物質使用制限指令（RoHS）2011/65/EU 及び EU 2015/863 に記載された物質）	☐	☐	
5.4	**WEEE**	Substances listed in Waste Electrical and Electronic Equipment Directive 2012/19/EU (電気及び電子機器廃棄物に関する指令 2012/19/EU に記載された物質)	☐	☐	
5.5	**IEC 62474**	Substances listed in International Electrotechnical Commission Standard IEC 62474 (国際電気標準会議 (IEC) 規格 IEC 62474 に記載された物質)	☐	☐	
5.6	**AFIRM**	Substance listed by Apparel & Footwear International RSL Management Group アパレルブランドやシューズブランドなどが加盟する管理団体（AFIRM）の制限物質リストに記載された物質	☐	☐	
5.7	**BlueSign**	Substance listed in Bluesign RSL Bluesign（繊維業界が管理）の制限物質リストに記載された物質	☐	☐	

付属書 I

REACH 規則による OR（唯一の代理人）	
会社名	
住所	
郵便番号	
市町村	

国	
担当者名	
E-Mail	
電話番号	

付属書 II

K-REACH 規則による OR（唯一の代理人）	
会社名	
住所	
郵便番号	
市町村	
国	
担当者名	
E-Mail	
電話番号	